

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道企業管理規程

○シューパロ発電所取水規程 ----- 1

道 企 業 管 理 規 程

シューパロ発電所取水規程を次のように定める。

平成27年3月31日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

北海道企業管理規程第4号

シューパロ発電所取水規程

(趣旨)

第1条 この規程は、シューパロ発電所（以下「発電所」という。）に係る水利使用規則の規定に基づき、夕張シューパロダム貯水池（以下「貯水池」という。）からの取水の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(取水責任者)

第2条 北海道企業局夕張川発電管理事務所に取水管理の円滑適正化を図るため、取水責任者を1名置く。

2 前項の取水責任者は、部下の職員を指揮監督して、この規程に定めるところにより取水管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

3 第1項の取水責任者を定めたときは、河川管理者に届け出るものとする。

(夕張川ダム総合管理事務所長との連携)

第3条 取水責任者は取水に当たり、夕張シューパロダム（以下「ダム」という。）の管理上影響を及ぼす事項については、夕張川ダム総合管理事務所長と連携を取るものとする。

(取水口等の位置)

第4条 取水口及び放水口の位置は、次のとおりとする。

取水口 夕張市南部地先（夕張川左岸）

放水口 同 上

(取水施設等の諸元)

第5条 取水施設等の諸元その他これに類する取水施設等の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

ア 種類	重力式コンクリートダム
イ 堤頂の標高	306.6 m
ウ 越流頂の標高	297.0 m
エ 設計洪水流量	3,000 m ³ /s
オ 設計洪水水位	標高 304.4 m (水位計による標示 304.4 m)
カ サーチャージ水位	標高 301.5 m (水位計による標示 301.5 m)
キ 常時満水時	標高 297.0 m (水位計による標示 297.0 m)
ク 最低水位	標高 259.6 m (水位計による標示 259.6 m)
ケ 発電利用可能最低水位	標高 259.6 m (水位計による標示 259.6 m)
コ 有効貯水容量	367,000,000 m ³
サ 発電利用可能容量	304,000,000 m ³
シ 洪水調節容量	63,000,000 m ³
ス 取水ロゲート	(ア) 型式 選択取水設備連続サイフォン式 (イ) 寸法 幅10.000m×高さ1.500m×28段(矩形)

(2) 発電所

ア 最大出力	1号 26,600 kW 2号 1,870 kW
イ 最大使用水量	1号 38.00 m ³ /s 2号 2.90 m ³ /s
ウ 発電機台数	2台

(貯水位の算定方法)

第6条 貯水池の水位は、ダムの水位観測設備の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(貯水池からの取水の方法)

第7条 貯水池からの取水方法は、夕張シューパロダム取水塔から水圧鉄管制水弁を経て取水するものとする。

2 取水に際し、下流に急激な変動を生じないよう、水車ガイドベーンにより取水量の調整を行い、別図第1に定める放流限度曲線を越えない範囲で取水し、放流（発電）しなければならない。

3 ダムからの放流がある場合は、発電放流との合流により下流の水位に急激な変動を生じないように取水しなければならない。

4 夕張シューパロダム操作規則第7条に定められた確保水位（流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水の供給のために確保すべき水位）をおかさないよう取水しなければならない。

5 取水については、1号発電機は主としてかんがい用水の流下、2号発電機は主として維持流量（夕張シューパロダム操作規則第20条に定められた水量）と南部取水堰水利権量の流下を目的とし、運転するものとする。

（取水量の測定等）

第8条 取水を開始するときは、あらかじめ取水量の測定の精度に関する資料を河川管理者に提出し、適正である旨の確認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 取水量は、1号発電機及び2号発電機水圧鉄管に設置された超音波流量計により測定するものとする。

3 取水量の正確な測定を期するため、少なくとも毎年1回、取水量の測定地点において、流量計の検証を行うものとする。

（放流の際の一般に周知させるための措置）

第9条 発電放流の際に一般に周知させるため、別図第2に掲げるスピーカーにより警告するものとする。

2 発電所地点に設置されたスピーカーによる警告は、発電放流の開始約15分前に10分間、別図第3の手順により警告しなければならない。

3 ダム放流時に発電放流を開始する場合は、夕張川ダム総合管理事務所長と連携を取り、必要に応じてダムから警告するものとする。

（取水に関する記録）

第10条 取水責任者は、次の事項を記録しておくものとする。

- (1) 毎日の発電量及び取水量
- (2) 発電の開始若しくは終了又は取水量の変更があったときはその時刻
- (3) その他、取水に関する必要な事項

（緊急時の措置）

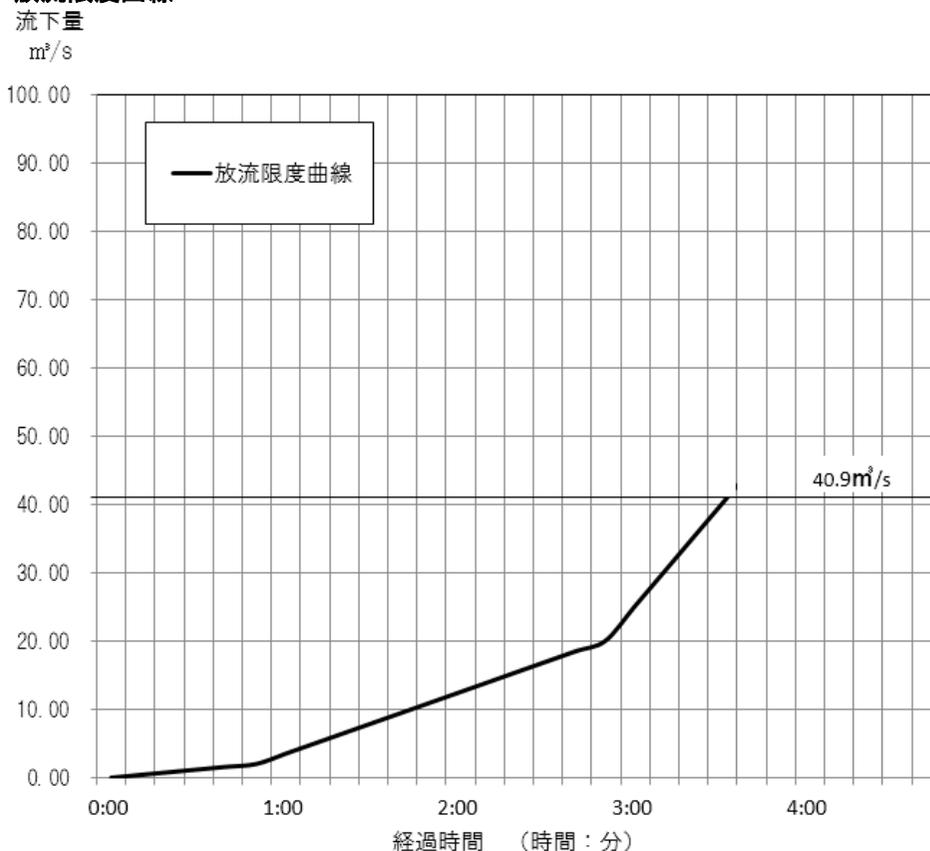
第11条 取水責任者は、河川管理者から河川管理上緊急に必要なものとして取水について指示があったときは、この規程の定めにかかわらず、当該指示に従うものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別図第1

放流限度曲線

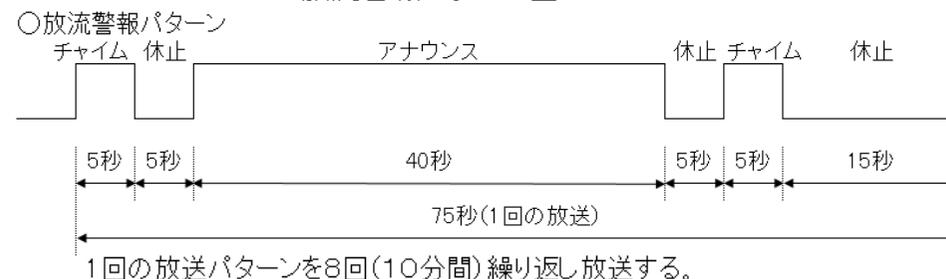


別図第2

（「別図第2」は省略し、その図面を北海道企業局発電課に備え置いて縦覧に供する。）

別図第3

放流警報パターン図



○放送内容

- 1 チャイム4打(低い音階から高い音階へ「ド・ミ・ソ・ド」)
- 2 女性アナウンス
「こちらはシューパロ発電所です。シューパロ発電所より皆様にお知らせ致します。
まもなく川の水が増えてまいりますから、川の中やそばにおられる方は急いで安全な場所へ
お移りください。」
- 3 チャイム4打(高い音階から低い音階へ「ド・ソ・ミ・ド」)